

議第四十一号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四章 児童家庭支援センター（第七十七条―第九十九条）」を「第十四章 児童家庭支援センター（第七十七条―第九十九条）」を「第十四章の二 里親

支援センター（第七十七条―第九十九条）に改める。

第六条の二第一項及び第十五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第十六条中「乳児院」の下に「、母子生活支援施設」を加える。

第二十九条第一項第四号イ中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第三項第三号」に改める。

第三十二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十三条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十五条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第九十二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第二百二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第二百五条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十四章の二 里親支援センター

(設備の基準)

第九十九条の二 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第三号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第九十九条の三 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認

める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- 三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第九十九条の四 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者
- 二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの
- 三 知事が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第九十九条の五 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第九十九条の六 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第九十九条の七 里親支援センターは、その長に、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じて児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連

携して、里親等への支援に当たらせなければならない。

附則第九項中「(昭和二十三年厚生省令第十一号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、里親支援センターの設備及び運営に関する基準を定める等のため、この条例を定めようとする。